

平成27年 2月18日

平成27年

第2回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成 27 年第 2 回教育委員会定例会会議録

平成 27 年 2 月 18 日午後 2 時大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

尾形 威 委員	委員長
芳賀 淳 委員	委員長職務代理者
横川 敏男 委員	
藤崎 雄三 委員	
鈴木 清子 委員	
津村 正純 委員	教育長

計 6 名

2 出席した職員

教育総務部長	勢古 勝紀
教育地域力・スポーツ推進担当部長	赤松 郁夫
教育総務課長	青木 重樹
副参事（教育施設担当）	下遠野 茂
学務課長	水井 靖
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	菅野 哲郎
副参事	長塚 琢磨
学校職員担当課長	室内 正男
教育センター所長	岩田 美恵子
社会教育課長	星 光吉
大田図書館長	北村 操

計 11 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条及び大田区教育委員会会議規則第 3 条により、第 2 回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 尾形 威

○委員長

ただいまから、平成27年第2回教育委員会定例会を開催する。

これより審議に入る。本日の出席委員数は、定足数を満たしている。よって、会議は成立する。

なお、本日は傍聴希望者がいる。傍聴の定員は大田区教育委員会傍聴規則第5条により10名と規定されているが、同条ただし書きに委員会が必要と認めるときはこれを変更することができることとある。本日は、傍聴人を12名まで受け入れられるよう椅子を用意している。私としては、区民の関心に応え、公平・公正な開かれた教育委員会となるよう、傍聴規則第5条ただし書きにより、本日の定例会における傍聴人の定員を12名に増員し、定刻までの傍聴希望者に傍聴を許可したいと考えるが、いかがか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

傍聴を許可する。

(傍聴希望者入室)

○委員長

会議録署名委員に横川委員を指名する。

日程第1

「教育委員の報告事項」

○委員長

芳賀委員から報告を求める。

○芳賀委員

教育委員になってから、時間を見つけては学校公開に行っている。今日は、昨年9月末の土曜日の小学校4年生の学校公開の授業を紹介する。

国語4年上の教科書には、「調べて発表しよう」という単元で、目の不自由な大島健甫氏の「手と心で読む」という点字に関する文章がある。点字の見本もこんなふうに乗っているわけである。それに合わせて、土曜日の授業の3コマを使って、「障害者とよりよく関わり合う」というテーマでクラス全員が順番に発表した。発表する順番も保護者に伝えられていて、子どもたちにとっては親御さんの前で発表するちょっと緊張する授業であった。

ほとんどの子どもたちが目の不自由な方との関係について調べていた。教科書に点字についての発表のモデルが載っていたからであろう。

最初に、点字がついているテレビのリモコン、ジュースの缶のプルトップ部分、炊飯器などの家の中の機器、さらには駅の自動販売機、道路の黄色の点字ブロックなどの絵を高く掲げ、テレビのリモコンなら、その絵を指さしながら「5の数字のところに小さな出っ張りがついている。これは小さいのに実は大事な役割を果たしているのである」と始める。

そして、家の中、公共の建物、道路などで同じような工夫をしているものを紹介し、いろいろな発見を報告する。

最後に、それらの工夫がさらに進むとよいと思うと言って締めくくるわけである。導入、展開、最後のまとめとしての構成がきちんとできていた。これは教科書に載っているモデルと同じなのであるが、取り上げる具体的な例は子どもによって違った。子どもたちが描く絵も色鉛筆や絵の具で細かく描かれていて、感心した。インターネットで調べた盲学校の詳しい歴史を披露する子もいた。

適切な枠組みやパターンの真似をしたということであろう。周囲の人の真似をして、同程度のレベルまで持っていけるというのは、社会で生きていく上で非常に大切な能力である。高いレベルで粒がそろった発表が続いて、感心した。リハーサルを含めて随分練習したようである。一人残らず、後ろまで届く声で発表ができていた。6人を一グループとして、聞いている子どもたちが感想を述べるのであるが、「〇〇さんは、練習のときは声が小さかったけど、今日はきちんと聞こえてよかった」などという感想も聞かれた。

子どもたちも親御さんの前でよいところを見せられてよかったであろう。家に帰った後、親子の会話も弾んだのではないだろうか。

このとおり、大変立派な発表だったのであるが、聞いているうちに、妙な気分になってきた。ほとんど全員が点字や点字ブロックのことを話しているのに、それを触ってみたよと発表する子がいないのである。彼らは、点字つきの本物の器具を目の前に見ながら絵を描いている。触るのは簡単である。例えば、テレビのリモコンには、5番にポッチがついている。自分でも目隠しで操作してみた。うまくいった、うまくいかなかった。とか、点字ブロックには2種類ある。自分で目をつむって棒で叩いてみた。区別できた、区別できなかった、など、試してみる方法は幾らでもある。

目の前にあるものを触ればいいのに、どうしてやってみないのだろう。我慢できなくなって、近くにいる児童に、「目をつぶって触ってみなかったの」と小さい声で尋ねてみた。

するとポカンとした顔をして、「そういうことは思わなかった」という答えであった。

目隠しをして外を歩く体験や、実際に点字を打つ体験授業をしている学校もある。大変よいことだと思う。

ただ、ここで私が言いたいのは、そういう体験授業を全ての学校でやるべきだということではない。先ほど言ったように、適切なモデルやパターンを示せば、上手に真似る能力を持っている子どもたちである。ほかの子でも、先生でも、あるいは親からでも、「触ってみたらどんな感じ」というパターンを与えられたら、きっと自分たちで様々な触り方を試したであろうし、それを発表の中にも取り入れたであろう。

理科の授業では、しばしば実験結果から、さらに考察を深めようということが言われる。しかし、ここでいう考察とは、「さあ、考察するぞ」と腕まくりして、しかめ面をしてにらみつけるというものではないはずである。

ある事実から新たな発見をするのに有効な方法にはいくつかのパターンがある。そこから適当なものを選んで、あてはめて考えていくのである。触ってみるというのは、その中でも簡単にできる方法の一つであろう。

今回は、実際に触ってみるというパターンが与えられていたなら、もっとおもしろい発表になった。ちょっともったいなかったと思った。

さて、触る、触ると考えていたら、私自身も何か触ってみたくなった。

そこで選んだのが、当日の子どもたちの発表で教えてもらった10円玉、100円玉などの硬貨である。500円、100円、50円、10円、5円、1円の6種類がある。それを大・中・小の大きさ、穴があるかないか、縁がギザギザかつるつるかの三つの組み合わせで、目が不自由な方でも手ざわりで区別できることになっている。

私も目をつぶってやってみた。皆さんも、後でやってみていただきたいのであるが、大・中・小と穴があるかないかの区別はできた。しかし、ギザギザ、つるつるを確かめるのは難しい。

ここで、先ほどの子どもたちの発表のパターンに従えば、ギザギザをもっと深くしてわかりやすくするようにすればいいと思うという締めくくりになるであろう。それもあると思う。

しかし、実際に硬貨を使うときは1枚だけを使うことは少ないのである。コンビニエンスストアのレジで、おつりとして何枚もまとめて硬貨を渡されたとき、それを1枚1枚チェックするのは、たとえギザギザが深くなったとしても後ろの行列を意識して実際には難しいものである。

それで思い出したのが、そもそも最近硬貨を使う機会が減っていることである。プリペイドカードが普及してきたからである。インターネットで調べてみたら、確かに硬貨の生産枚数は減ってきている。一方で、プリペイドカードを使う機会はどんどん増えている。

だったら、プリペイドカードを目の不自由な方が使いやすくすればいい。カードを使ったときに「〇〇〇円差し引きます。残りは〇〇〇円です」とアナウンスされるようにすればいいではないか。自分ではとてもよいアイデアだと喜んだ。でも不安にもなった。このぐらいのことは、ほかの人でも思いつくだろう。本当にいいアイデアなら誰か同じことを言っている人がいるだろうし、誰も言っていなかったとしたら、私が気がついていない何か問題点があるのかもしれない。

それでまた、インターネットで調べた。するとバリアフリーに関するシンポジウムで、目の不自由な方が、「テレフォンカードはよかった。残り度数は〇度ですと伝えてくれた。しかし、プリペイドカードはそれがなくて困る」と発言していた。それで、少なくとも私のひとり合点ではなかったと安心した。

同時に、私にとって大事な発見もあった。私は、インターネットの膨大な情報群は、あたかも世の中全体を比例代表的に示しているように考えていた。誰でも自由に情報を発信できるからである。

ところが、同じ体のハンデでも、例えば耳の不自由な方自身がつくったサイトやブログなどは結構見つけることができる。そこで、彼らは手話通訳に対する不満などを述べている。それに対して、目の不自由な方自身がつくっているサイトやブログを見つけたことは、それ自体が非常に難しい。インターネットが、情報の発信と受信の両方で目の力に頼ったメディアであり、必ずしも世の中全体を平等に反映しているのではないということを感じた。

これも、考えてみれば当たり前のことである。しかし、実際に調べていくとこういう発見もあるから楽しいのである。

さて、ではこの学校公開の授業についての感想をまとめる。三つある。

第1に、適切なモデルが示されたならば、子どもたちが、それにあてはめて真似る能力というのは相当高いということである。先ほど述べたように、高いレベルで粒ぞろいの発表を見ることができた。先生の御指導のたまものだと思う。

第2に、新たな考察をするためのパターンの例を、いわば、公式的に子どもたちに示したほうがよいのではないのかということである。

私の本業は弁護士である。弁護士の発想法の基本として、机の上ではなく、現場に行つて生の事実を見るという方法がある。現場で生の事実を見るのである。また、Aという事実があるとした場合、そこから出てくるはずの別の事実を見つけろという方法もある。裏から言うと、Aという事実があるとした場合、あつてはならない事実がないか確かめろということである。

皆さん、お気づきであろう。先ほど私が話した、10円玉を自分で触ってみたのは、いわば現場で生の事実を見るということである。また、同じ考えの人がいないかをインターネットで調べたのは、ある事実があるとした場合、そこから出てくるはずの事実を見つけるという方法をあてはめただけのことである。

こういう考察の手法は、言われてみれば、「なんだそんなことか」というコロンブスの卵のようなことばかりである。子どもたちも「それなら、自分でもできるよ」と思うであろう。それでいいのである。やみくもに「考察しなきゃ。考察しなきゃ」とつぶやきながら困っているよりも、「こういう方法はどうか」「このパターンはどうか」というあてはめの作業のほうが、新たな発見をしやすいと思う。

もちろん、そういうことは各科目の授業で意識されている。その上であるが、よく使う幾つかのパターンを公式的に子どもたちに示し、それを順番にあてはめていくという思考法を示すことも有意義と思う。

それをするのは、必ずしも学校の先生である必要はない。親御さんでも、友達でも、あるいは読書で自分で身につけてもよいと思う。小学校高学年ならシャーロックホームズなんかいいかもしれない。

自分で考えることのできる子どもとは、空前絶後の考え方を思いつく子ではない。コロンブスの卵のような方法を、場面に応じて、組み合わせさせて使いこなせる子どものことだと思う。

第3に、保護者の参加が多い土曜、日曜の学校公開の授業についてである。多くの学校を回ったが、土日の学校公開の授業の進め方は学校によっても、あるいは同じ学校でも学級によっても様々である。もちろん、各校、各先生の創意工夫でよい。

ただ、せっかくなら、その日の授業が、保護者と子どもたちが話し合うきっかけになったり、あるいは保護者が何か考えるきっかけとなる企画があつてよいと思う。実際、そういう企画がなされていると思う。

今回のいわゆるバリアフリー関連のものなどは、親子で話し合うテーマとしてよい題材であろう。これを公開授業で選ばれた先生も同じような効果を狙っていたと思うし、成功していたと思う。私も学校公開に行く楽しみが増えたということで、報告を終わる。

○委員長

続いて、津村教育長より報告を求める。

○教育長

私からは、去る2月4日、日曜日に行われた第6回中学生東京駅伝大会と伊豆高原学園の工事の進捗状況について、報告する。

まず、中学生の東京駅伝大会であるが、当日は曇り空で気温も上がらず、途中から雨もふり出してあいにくの天気であったが、昨年は御案内のとおり、直前に大雪で中止になり、やむなきに至ったということを見ると、何とか開催にこぎつけることができ何よりであった。

午前10時から女子の部30キロがスタート、午後1時から男子の部42.195キロがスタートし、各選手はそれぞれコンディションの好不調はあったと思うが、悪天候の中でも、その持てる力を最大限に発揮し、たすきをつないでくれたと思っている。

結果は、参加50チーム中、女子が8位、男子が15位で、男女総合順位は8位であった。一昨年の第4回大会、このときは女子7位、男子12位、総合7位であったから、ほぼ同様の結果であったと思う。

当日は、保護者や各中学校からの応援はもとより、中学校PTA連合協議会の皆さんには、例年どおりのぼり旗や小旗を用意していただき、雨にも負けず熱心に応援をしていただいた。子どもたちにもきっと大きな励みになったと思う。

終了後、現地で解散式を行ったのであるが、レース後の子どもたちの走り切ったすがすがしい笑顔がとても印象的であった。子どもたちにとって、あのような大きな大会に区を代表して出るということはとても貴重な体験だったと思う。この体験を糧に、さらなるステップアップを期待したいと思う。

次に、伊豆高原学園の工事の進捗状況についてであるが、去る2月12日に現地を視察した。建築工事については既に終了しており、什器備品類の運び込み、設置が行われているところで、順調に進捗していた。

長らく使用不能だった天文台はドームも更新され、望遠鏡もリフレッシュをされて、子どもたちに感動を届ける役割を果たすことが期待される場所である。

この伊豆高原学園は小学校5年の移動教室で使用されるが、改築後は、移動教室で使わないときは一般区民の方の利用も可能となる。子どもたちにとっては、豊かな自然環境のもとで、都会では味わえない自然を満喫し、また子どもたち同士の思い出に残る時間を過ごしていただければと思っている。

4月4日のオープニングセレモニーには、教育委員の皆様にも御出席をいただきたく思っている。よろしく願います。

○委員長

ただいま、二人の委員より報告があったが、意見、質問はあるか。

○鈴木委員

芳賀委員の指摘のとおり、点字そのものを触ってみたり、あるいは点字ブロックを踏んでみて、そこから考えを深めていくということはとても大事なことだと思う。

教科書の中でも、自分の課題を設定する際の具体例として、「点字についてもっと知り

たい」、「どんなものに点字が使われているのか」、「点字を考案したルイ・ブライユはどんな人だったのか」といったことや、「言葉や文字について知りたい」「人やものに関わり合うための工夫にはほかにどんなものがあるのか知りたい」などといった形で示されている。その例示の中で、点字そのものを体験して、目の不自由な人の気持ちを理解したい、という課題の設定は考えられると思う。

育成すべき思考力、判断力といった、これから子どもたちの能力として求められることの中には、課題発見力といったものも含まれると思うので、子どもたちが自分で課題を発見できるように、授業の中でお膳立てを工夫するということが大事なのかなと思った。

○委員長

本区では、学校、家庭、地域が一体になって、子どもの成長を支えていくことで、教育を推進している。各学校は本当に学校公開を大切にして、毎年、毎年、工夫しているなどと思う。

私も、必ず毎月1回は学校公開に参加しているのであるが、今年度の特徴的なことでは、まず第一に、曜日の工夫がある。先ほど芳賀委員の発言でもあったのだが、本当に毎学期に土曜日または日曜日に参観を行っている。やはり多くの方々が参観して、そして学校を知る機会になっていると思う。とてもありがたいなと思っている。特に、最近、中学校の生徒のお父さん、お母さんの参加が非常に多くなったなど、そういう印象を持っている。

第二に、地域の保護者や関係機関、地域の方々、またはお父さん、お母さんなどが、授業に入っていただいて、地域の方々を活用した授業が本当に推進されてきているなどと思う。まさに大田区が求めている姿なのかなと考える。

第三に、避難訓練やセーフティ教室など、防災安全教育を保護者と児童で一緒になってやる。そういう場面が多いなどと思う。

それから第四に、各学校とも非常に教室とか、それから入り口のところにわかりやすい資料などが置いてあって、保護者の方がそれを見て授業を見ていける。とても学校が親切になってきたなという印象を持っている。

第五に、その学校の持っている特色や、それからその学校で研究している内容について、今日の学校公開では、自分の学校がこういうことをやっているのだから、このことを中心に授業を進めていこう。そういうポイントを置いた学校公開が進められているな。そんなことで、今後ともますます地域、学校、家庭で一緒になった学校づくりを進めていただければありがたいなと思っている。

○横川委員

芳賀委員の発表は、確かに実践を伴うにはどうすればいいかというところで、私の仕事も医者であるので、よく私も実際に患者さんに触ってみるというところで非常に共感を覚えた。

学校公開は、私はあまりいろいろなところになかなか行く時間がないもので行っていないのであるが、私が校医をしている小学校では、やはり学校公開の日に合わせて、土曜日が多いのであるが、その後に講演会、保護者向けの講演会を年に2回ぐらい、いつもやっていて、私も何回か聞きに行ったことがある。

前は、たしかスマートフォンとかタブレットの扱いなどの専門家を招いて、そういう講演会をやって、保護者の方なんか来ていただいて、私も聞いてなかなか勉強になった。そういった工夫があるので、こうした機会を捉えて講演会などを企画していただくと非常に保護者の方にも勉強になるのではないかと思った。

○鈴木委員

私も時折伺うのだが、先ほど芳賀委員の発言で、保護者参加型の授業という話があった。そういうことに日ごろから私自身に関心を持っており、現実的には私自身は人権絡みの職務をしているので、人権教室という形で、学校では45分の授業を頂戴している。

そういった中で、非常に先生の御苦労も感じるのであるが、時間が決められているので、45分授業なのである。その中で、どういうふうに展開していくのかがとても大切なのだなとつくづく実践をもって感じているところである。

保護者に関しては、先ほど土曜日ということがあったが、この土曜日に関しては、まさに地域と一緒に子どもたちを育てるという意味では、土曜日、日曜日はとても大切なことだろうと思っている。

今、学校地域支援本部が発足をして活躍をしているが、ここの部分で、学習サポートということで、様々な方が地域から入っていただいている。そんなところと学校支援地域本部の方々の連携みたいなものをしっかりやっていくといいのかなとかねがね思っている。できるだけ地域と学校と密に、またPTA、子どもを持つ保護者が関心を持って、できるだけ通っていただける方法を考えればいいのか。それが、一つの私自身の課題になっている。

○藤崎委員

学校公開に行ったときに感じていることだが、先生方は、来てくれた方たちにはどう見えたのかといったことについて、フィードバックをすごく欲しがっている。すごくいいものを出そうと努力をされていて、先生同士ではやっているのだが、外から見た人、例えば、子どもを預けている保護者や地域はどう感じるのだろうかといったことについてである。それも、いかがでしたかというざっくりとした聞き方ではなく、尾形委員の発言にもあったように、これがねらいです、この観点で見てくださいとか、しっかりと授業の始まる前に文書をつくっている。これを、アンケートのつくり方についても、何か欲しい情報を絞って工夫ができると、先生にとってすごくいい情報が集まってくるのかなと思う。大体、保護者は「ありがとうございました」ぐらいしか書いていないので。もうちょっと突っ込んだものが書ける聞き方というところで何か工夫ができると、さらに先生方のやりがいにもなるのかなと感じた。

○委員長

ほかに意見、質問はないか。

承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第2 「部課長の報告事項」

○委員長

学務課長の報告を求める。

○学務課長

資料) 御園中学校社会科見学における飲食店の昼食を原因とする集団食中毒の発生について

私からは、御園中学校社会科見学における飲食店の昼食を原因とする集団食中毒の発生について、報告する。

症状については、腹痛、嘔吐、下痢などで、社会科見学は平成27年1月29日（木）に実施された。

参加者数は、御園中学校第一学年生徒136名及び教員6名である。

行先は、上野動物園及び浅草方面で、昼食を雷5656会館という、浅草三丁目にある飲食店で食事したということである。食事の内容は、天ぷら、煮物であり、ほぼ和食であった。

経緯について、2月2日（月）の報告によると、御園中学校から第一学年生徒及び教員の50名程度が、1月30日（金）から2月1日（日）にかけて腹痛等を発症したということである。

直ちに、大田区保健所に通報し、大田区保健所は感染症と食中毒の両方から調査を行った。最終的に、生徒66名、教員2名の発症者を確認した。社会科見学に行かなかった生徒に発症者がいなかったということから、台東区台東保健所が当該飲食店の調査を行った。

発症した生徒、教員には重症者はおらず、2月10日時点では全員回復している。その後、台東保健所の検査結果により、都福祉保健局が2月10日に報道機関発表を行った。台東保健所は、患者及び調理従事者のふん便からノロウイルスを検出し、症状、潜伏時間が同ウイルスによるものと一致していた等の理由により、当該飲食店で調理し、提供した食事を原因とする食中毒と断定したということである。

発症者総数は、御園中学校以外にもおり、合計で88名ということである。

雷5656会館に対する処分は、5日間の業務停止ということで、2月10日から14日までということであった。

1月29日（木）に食事を行い、ノロウイルスの潜伏期間は大体48時間ぐらいと言われていたので、やはり土日にかけて具合が悪くなった生徒がいたということで、2月2日になって初めてわかったという状況であった。

ただ、いずれも軽症であったので、学校では2月16日（月）に保護者説明会を開催し、雷5656会館からは飲食費の返還と、それから少額の御見舞金が提供されるということである。

○大田図書館長

資料) 大田区立大田図書館一部業務委託事業者の選定について

私からは、大田区立大田図書館一部業務委託事業者の選定について、報告する。

図書館業務の一部委託契約が平成27年3月31日で満了するため、下記のとおり27年度の受託候補事業者の選定を行った。選定方式は、公募型プロポーザル方式とした。

選定の経過としては、募集要項を26年12月2日に公表し、応募受付を24日に始め、12月26日に締め切ったところ、2事業者からの応募があった。

今回は、選定委員会の下に専門部会を設け、審査を行った。

第1回の専門部会を平成27年1月9日、こちらは書類審査を行い、2事業者とも書類では何も問題がなかったので通過とした。第2回専門部会を1月19日に開催し、こちらのほうでは2事業者からの提案内容のプロポーザルを行ったところである。

そして、1月27日に選定委員会を開き、総合的な評価をした結果、受託候補事業者として、事業者名、株式会社図書館流通センター、所在地、文京区大塚3-1-1、代表者、代表取締役 渡辺太郎という結果となった。

委託契約の期間については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までである。ただし、大田区プロポーザル方式実施ガイドラインに基づき、事業の履行状況等が良好であると認められた場合には、契約初年度を含めて3年間継続して受託候補者を推薦できることとなっている。

なお、こちらについては、平成27年度予算の議決を前提として、経理管財課に契約締結請求を行ったところである。

○委員長

ただいまの報告に意見、質問はあるか。

承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第3

「議案審議」

○委員長

第7号議案について、説明を求める。

○教育総務課長

第7号議案 大田区特定教育・保育のうち教育に係るもの等の保育料に関する規則について、説明する。

これについては、子ども・子育て新制度という呼び方をしているが、その新制度に移行する幼稚園の保育料を定める規則である。

資料別表で、第3条関係というところをご覧いただきたい。階層を6階層に分け、その

おのおのについて、区並びに都の保護者負担の軽減補助を差し引いた金額として、保護者が負担する金額を示したものである。簡単ではあるが、その内容のとおりである。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第7号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第7号議案について、原案どおり決定する。

第8号議案について、説明を求める。

○教育総務課長

第8号議案 大田区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について、説明する。

これについては、大田区立教育センター条例施行規則の一部を、現在、第9条第1号中で「午後6時」を「午後5時45分」に改めるという改正の内容である。

平成27年4月1日から施行するというので、提案理由としては、都費の非常勤職員1日当たりの勤務時間が7時間45分ということであり、午前9時から開館した場合に午後5時45分までが勤務時間ということになるので、勤務時間を実態に合わせるということでの改正である。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第8号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第8号議案について、原案どおり決定する。

第9号議案について、説明を求める。

○教育総務課長

第9号議案から第13号議案までは、同じ改正理由ということになるので、一括して説明

する。

第9号議案につきましては、学校職務服務取扱規程の一部を改正する訓令である。

これについては、提案理由のとおりであるが、東京都における非常勤職員制度の改正に伴い、大田区立の学校に勤務する都費の非常勤教員が、これまでは特別職として任用されていたということであるが、この改正により一般職として任用されるということであるので、服務規程についても一般職の取扱いがこれからはなされるということでの必要な改正になる。

第10号議案については、学校職員の服務監察規程の一部を改正する訓令であるが、提案理由については同じである。一般職としての都費の非常勤教員に該当するということであるので、必要な改正が行われているということである。

11号議案、12号議案、13号議案については、いずれもそのような形での改正を行ったものであるため、あわせて別表等についても御覧いただきたい。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第9号から第13号議案までについて、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第9号から第13号議案までについて、原案どおり決定する。

第14号議案について、説明を求める。

○教育総務課長

第14号議案 大田区立学校通学区域改正審議会への諮問について、説明する。

大田区立学校通学区域改正審議会に対して、以下の事項について別紙のとおり諮問するというものであり、提案理由といたしましては、池雪小学校ほか4校の通学区域の一部を、平成28年4月より馬込第三小学校ほか8校の通学区域とするために、通学区域の改正を諮問するものである。

詳しい説明につきましては、当該の所属長である水井学務課長から説明する。

○学務課長

それでは、私から補足説明をする。池雪小学校については、昨年11月現在で児童数が1,032人と、施設の受入可能人数の限界に近づいており、同校の通学区域内の住民登録数から、平成32年度にはおよそ1,300人になると予想している。この状況を回避するため、池雪小学校及び近隣9校の通学区域を変更する案を作成した。

対象となる地域は、池雪小学校、小池小学校、雪谷小学校、松仙小学校、久原小学校、洗足池小学校、調布大塚小学校、東調布第一小学校、東調布第三小学校、馬込第三小学校

の各通学区域の一部である。資料の4枚目以降にある新旧対照表の太字部分で示した町名や地番が変更となる部分である。

通学区域の変更にあたっては、教育委員会規則の改正により行うことになるが、教育委員会での議決前に、大田区立学校通学区域改正審議会を開催し、改正案を諮問して、答申をいただいた上で決定をするという取扱いである。

資料後ろから4枚目に審議会規定を添付している。審議会は、大田区議会議長、同副議長、大田区議会こども文教委員に就任いただくほか、大田区立小学校長会、大田区立中学校長会、大田区立小学校PTA連絡協議会、大田区立中学校PTA連合協議会、大田区自治会連合会、大田区商店街連合会、大田区工業連合会、大田区婦人団体連合会、及び大田区青少年委員会から委員の推薦をいただいて委嘱することとなっている。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

○藤崎委員

諮問について、いつまでに回答いただくというようなことはこちらのほうから提示をする、ないしはいつごろいただきたいというふうなこちらのほうの腹づもりというのはあるのか。

○学務課長

この案では平成28年4月からということであるので、1年の計画期間を設けるということで、平成27年度中には諮問、答申を得て決定をしたいと考えている。

矢口西小学校で、この審議会を開催した場合は1回の開催で済んだということであるので、1回ないし2回の開催で諮問、答申になるのではないかと考えているところである。

○委員長

ほかに、意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第14号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第14号議案について、原案どおり決定する。

第15号議案について、説明を求める。

○教育総務課長

第15号議案 大田区立小池小学校指定校変更申請不許可決定に係る異議申立てに対する決定について、説明する。

小池小学校指定校変更申請不許可決定に係る異議申立てに対する決定について、下記のとおり決定する。

異議申立人につきましては、記載のとおりである。決定案については、後ほど読み上げる。関係書類については、指定校変更申請書が別紙2、異議申立書が別紙3、指定校変更申請審査基準が別紙4として添付されている。

提案理由であるが、上記異議申立人が平成27年2月5日付けで提起した指定校変更申請不許可決定に係る異議申立てについて、行政不服審査法第47条第2項の規定に基づき決定を行う必要があるため、この案を提出する。

それでは、決定案文を読み上げる。

決定。

異議申立人が平成27年2月5日付けで提起した指定校変更申請不許可決定に係る異議申立てについて、次のとおり決定する。

主文。

本件異議申立てを棄却する。

理由。

第1、異議申立ての趣旨及び理由。

1、異議申立ての趣旨。

本件異議申立ての趣旨は、大田区教育委員会が平成27年1月30日付けで異議申立人に対してした、大田区立池雪小学校から大田区立小池小学校への指定校変更申請に対する不許可決定の取消しを求めるというものである。

2、異議申立ての理由。

本件異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 平成28年度から、申立人の住所が池雪小学校から小池小学校の通学区域に変更される予定であり、これが実施された場合、平成30年に入学予定の申立人の次女の指定校が小池小学校となる。このため、姉妹が別々の小学校に入学することとなることから、各種行事や手続が重複し煩雑となり、申立人が不利益を被る可能性がある。

(2) 申立人の長女が池雪小学校に入学した場合、次女について同校への指定校変更申請を行ったとしても、施設上限界に近い同校への指定校変更が受理される保証がない。

(3) 小池小学校の受入れ可能人数が、130人から150人に増加しており、小池小学校は受入れ人数に余裕があるように見受けられる。

(4) 池雪小学校の通学区域及び通学区域の変更が予定されている地域からの指定校変更申請は、指定校変更先が受入れ可能人数に達していることで一律に不許可とするのではなく、池雪小学校と指定校変更先双方の入学予定者数のバランスを考慮して判断すべきである。

(5) 申立人の住所からは、池雪小学校よりも小池小学校が近いこと、また池雪小学校への通学路には交通量の多い道路が存在するため、安全上の観点からも小池小学校への入学が望ましい。

第2、審査庁の認定事実及び判断。

1、認定事実。

調査したところ、次の事実が認められる。

(1) 教育委員会は、平成26年12月16日付け、「小学校就学通知書」を子の世帯主へ送付し、子の就学校を池雪小学校に指定したこと。

(2) 教育委員会は、小池小学校新一年生の受入れについて、平成27年度については「4学級(130名)を超えた場合は抽選とする」としたこと。

また、指定校変更の受入れ制限を行う学校において、通学区域内の入学予定者数が予想を超え、制限した学級の定員を超える人数となった場合には1学級を増設することとなるため、「第3学年に進級した際に1学級が減少する範囲内で指定校変更を許可する」としたこと。

このことについて、区報及び大田区ホームページにより周知したこと。

(3) 申立人から、平成27年1月11日付け、指定校変更申請書の提出があり、教育委員会は、同日これを受理したこと。

(4) 教育委員会は、平成27年1月29日現在、小池小学校の通学区域内児童数が、受入れ可能人数の150人を超えていることを確認したため、指定校変更申請者については全員不許可とする旨を平成27年1月30日に決定したこと。

(5) 教育委員会は、平成27年1月30日付け、「指定校変更申請の審査結果について」を子の世帯主へ送付したこと。

(6) 申立人から、平成27年2月5日付けで、異議申立書が提出され、教育委員会は、同日これを受理したこと。

2、判断。

(1) 学校教育法施行令第5条第1項及び第2項に基づき、教育委員会が行った小学校就学通知書は、就学期日及び就学指定校を通知したものである。また、同通知における就学校の指定については、大田区立学校設置規則第2条で定めた通学区域により、子の住所地から池雪小学校を指定したものである。

(2) 小池小学校は、平成26年度の学級数が、各学年4学級の計24学級で編制されている。施設規模は各学年4学級までの24学級までであることから、平成27年度の指定校変更申請による受入れについては4学級を制限学級数とした。

ただし、通学区域内の入学予定者数が140人を超えた場合には、5学級を増設する必要がある。この場合、3学年進級時に4学級となるよう、受入れ児童数を160人以内とする必要があり、転入児童10人分の余裕を確保した150人を受入れ可能人数とし、指定校変更を許可することとした。

(3) 教育委員会は、指定校変更申請を審査するにあたり、「指定校変更申請審査基準」を定めている。同基準では、「許可は学校施設の収容能力及び学級編制に問題がないことを前提とし、問題がある場合は不許可とすることができる。」とした上で、問題がない場合は、「地理的・身体的事由」などの事由に該当する場合は、許可することができるとしている。

(4) 申立人は、指定校変更申請理由を、平成28年度から申立人の住所の通学区域が、池雪小学校から小池小学校に変更される予定であることから、平成30年に入学予定の申立人の次女の指定校は小池小学校となるため、姉妹が別々の小学校に入学することとなるとしている。これは同基準において許可することができる事由として定められている理由である。

しかしながら、同基準は、上述のとおり、学校施設の収容能力及び学級編制に問題がないことを前提としているものであり、申立人の申請理由が相当であるからといって、指定校変更が当然に認められるものではない。

また同基準は、受入れ可能人数より通学区域の入学予定者数が多い場合は、指定校変更申請者の受入れは行わないこととしている。

(5) 小池小学校においては、平成27年1月29日現在、通学区域内の入学予定者数が、受入れ可能人数の150人を超えている。

また、小池小学校への指定校変更申請者は申立人以外にもおり、それぞれやむを得ない事情があり、その内容の程度や該当する事由の多少などをもって、申請者間で優劣をつけることは困難である。

したがって、行政処分の公平性・公正性を図る観点から、教育委員会が平成27年1月30日付けで行った指定校変更不許可決定は、違法又は不当であるとはいえず、申立人に対する不許可決定を取消し、指定校変更申請を認めることは適当ではないと判断する。

3、以上のとおり、本件異議申立ては理由がないので、行政不服審査法第47条第2項の規定を適用して、主文のとおり決定する。

大田区教育委員会。以上である。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第15号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第15号議案について、原案どおり決定する。

これをもって、平成27年第2回教育委員会定例会を閉会する。

(午後2時51分閉会)